

出産育児一時金 と出産手当金

妊 娠・出産は病気とみなされないうえ、定期健診や出産費用には健康保険の適用がなく、全額自費での支払いになります。異常出産のときには、保険適用になります。

健 保不適用の見返りとして、健康保険・国民健康保険などの被保険者が出産したときは、1児ごとに35万円が、出産育児一時金として支給されます。双子のときは2人分支給されます。

保 険の適用がなくても、妊娠検診は単なる健康診断ではないし、出産費用は美容整形的医療費ではないので、医療費控除の対象になります。ただし、医療費控除額の計算上保険金による補填額は除くこととされていますので、妊

娠出産費用に対する税制の恩恵は薄いといえます。

と ころで、健康保険・国民健康保険からの保険給付はすべて非課税とされています。非課税収入であるにもかかわらず、税額計算とは無関係ということではなく、出産一時金は医療費控除の額を減算する役割をもたされています。健保と税金の法律の規定が衝突しているところです。

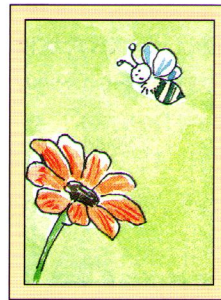
ま た、出産にかかわる健保の給付には出産手当金というものもあります。これは、出産に伴うものではありませんが、出産費用の補填のために給付されるものではないので、医療費控除からは減算しません。したがって、完全な意味での非課税収入といえます。

産 休中（産前42日、産後56日）は給料が出ない会社が多いので、その間の生活を支えるために健康保険から支給されるもの、これが出産手当金です。

出 産手当金については平成19年3月末日を境に制度が変わります。給付については60%支給から3分の2支給へと増額されるのですが、支給対象者に変更があり、退職により健保の被保険者の資格を喪失した日後6ヶ月以内に産休を取って出産後も会社に在籍し仕事を続ける人にものみ支給される給付となります。

高 齢者保護重視から少子化対策重視への政策の大転換について国民合意を得ようとしてマスコミをあげて世論形成、政策立案しているときだけに、やや疑問のある制度変更といえます。

「立てば芍薬、座れば牡丹」、立夏も過ぎた頃から、大輪の花を咲かせる牡丹。百花の王といわれます。「牡丹百二十三百門一つ」青畝。長谷寺、当麻寺、方々の牡丹園、花を愛でながら歩くこの季節は快適です。5月は自動車税の納付があります。また、定時株主総会において役員の改選等があった場合は、商業登記簿の変更登記が必要です。6日立夏、21日小満。



汝もし熱心ならば、
後と言わず今ただちにこの瞬間において
なすべきことを始むべし。

(ドイツの文学者 ゲーテ)

5月の税務メモ

(国 税)

- 4月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 特別農業所得者の承認申請
- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間(予定)申告
- 所得税確定申告の延納申請分の納付

10日
15日
31日
"
"

(地方税)

- 4月分個人住民税特別徴収分の納付
- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間(予定)申告
- 鉱区税の納付
- 自動車税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。